

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	周波数変換装置 撤去、据付及び調整	4補LPS-X613060	
		作成	令和 5年 7月 26日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部 隊等名	第 4 補 給 処		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊が保有する周波数変換装置の撤去、据付及び調整の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 国土交通省大臣官房官庁営繕部

b) 法令等

建築設備耐震設計・施工指針 日本建築センター

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号令和3年1月21日）

第4補給処官給品等取扱要領

品 名	周波数変換装置 撤去, 据付及び調整
-----	--------------------

c) 技術指令書

J. T. O. 35C1-4-607-2 整備指令 周波数変換装置 (静止型) 300kVA60Hz 型式 C300G-63MH

J. T. O. 35C1-4-607-6 検査要項 周波数変換装置 (静止型) 300kVA60Hz 型式 C300G-63MH

取扱説明書 操作及び整備指令 周波数変換装置 型式 C400A-63MF (富士電機)

1.3.2 関連文書

電気工事士法 (昭和35年法律第139号)

電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成9年3月27日通商産業省令第52号)

2 要求事項

2.1 役務対象品

役務対象品は, 表1 による。

2.2 役務実施場所

役務実施場所は, 大滝根山分屯基地 (第27警戒隊) とする。

2.3 作業の内容及び実施要領

作業の内容は役務対象品の撤去, 据付及び調整とする。また, 実施要領は次による。

なお, 契約の相手方は, 作業の実施にあたり, 装備品等の不具合及びその他の原因により作業の実施が困難な場合は, 監督官等を通じて分任支出負担行為担当官 (以下“分支担当官”という。) に申し出る。

a) 撤去作業 撤去作業は, 次による。

なお, 撤去及び運搬に必要な器材は, 契約の相手方が準備する。

- 1) **受入点検** 撤去対象器材を受領後, 速やかに, 物品番号, 一連番号を確認するほか, J. T. O. 35C1-4-607-2 及びJ. T. O. 35C1-4-607-6に従って外観上の状態 (配線を含む。) を点検する。
- 2) **撤去** 図1 及び図2 に示す撤去対象器材及び配線を撤去する。
- 3) **運搬** 撤去した撤去対象器材, 配線及び発生材を図3 , 図4 及び図5 に示す撤去実施場所から監督官が指定する場所 (基地内) まで運搬する。

b) 据付作業 据付作業は, 次による。

なお, 据付及び運搬に必要な器材は, 契約の相手方が準備する。

- 1) **受入点検** 据付対象器材を受領後, 速やかに開梱し, 物品番号, 一連番号を確認するほか, 取扱説明書に従って外観上の状態 (配線を含む。) を点検する。
- 2) **運搬** 据付対象器材を, 監督官が指定する場所 (基地内) から, 図3 , 図4 及び図5 に示す据付実施場所まで運搬し, 図6 に示す据付対象器材配置図に従い搬入する。

品名	周波数変換装置 撤去, 据付及び調整
----	---------------------------

3) **据付** 据付は、次による。

3.1) **据付** 搬入した据付対象器材を、既設のコンクリート基礎に、耐震計算書に基づく基礎ボルト又はアンカーボルトにより据付ける。

3.2) **役務写真** 契約の相手方は、平面図、立面図、施工図及び耐震計算書に基づき、工程等が適切に履行されたことが確認できるように写真を撮影する。また、撮影は、役務の履行前、履行中及び履行後並びに履行に伴い隠蔽する部分を可能な限り同一方向から撮影し、編集後、監督官にデータを提出する。

4) **配線** 図7に示す電気配線を敷設及び接続する。また、他に必要とする配線については新設する。

c) **調整** 調整は、次による。

1) **作動点検** 取扱説明書の第VI節6-1 表による。

2) **機能試験** 機能試験実施要領書に基づき行うほか、試験項目には次の各号を含める。

2.1) **監視診断機能** 取扱説明書の第IV節4-6 (6)及び第VIII節8-3 (2)ア項による。

2.2) **保護装置試験** 取扱説明書の第IV節4-4 (2)カ項による。

2.3) **性能試験** 取扱説明書の第II節2-3 による。

2.4 サプライチェーン・リスクへの対応

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、周波数変換装置について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行わなければならない。

3 部品・材料

部品・材料の規格は、**公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）**による。

なお、作業に必要な部品・材料及び試験機器等は、契約の相手方が準備する。

4 監督・検査

監督・検査は、分支担官の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

品 名	周波数変換装置 撤去, 据付及び調整
-----	--------------------

5 その他の指示

5.1 提出書類

5.1.1 機能試験実施要領書

契約の相手方は、契約締結後、速やかに機能試験実施要領書（様式任意）を2部作成し、第4補給処整備部長の審査を受けた後、分支担当（契約課長気付）に提出し、承認を得る。

なお、機能試験実施要領書は、機能試験の試験項目及び試験要領について示し、製造会社の確認を得る。

5.1.2 作動点検成績表

契約の相手方は、作動点検終了後、作動点検成績表（様式任意）を1部作成し、監督官の確認を受け、第4補給処資材計画部長（資材計画課長気付）に提出する。

5.1.3 機能試験成績表

契約の相手方は、機能試験終了後、機能試験成績表（様式任意）を1部作成し、監督官の確認を受け、第4補給処資材計画部長（資材計画課長気付）に提出する。

5.1.4 作業計画書

契約の相手方は、契約締結後、速やかに、作業計画書（工程表含む。）（様式任意）を1部作成し、監督官に提出する。

5.2 承認用図面

契約の相手方は、契約締結後、速やかに現状調査及び詳細設計を行い、次の図面等を承認用図面として作成のうえ、第4補給処資材計画部長及び第4補給処整備部長の審査を受けた後、分支担当（契約課長気付）に2部提出し、承認を得る。

a) 平面図及び立面図 C&LPS-Y00007 の4.3 に基づき作成する。

なお、据付対象器材の配置（主に壁面及び配線ピット等との位置関係）が分かるようにする。

b) 施工図 C&LPS-Y00007 の4.3 及び公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に基づき作成する。

なお、配線図（配線経路が分かるもの。）、アンカーボルトの打設位置（配線ピットとの位置関係及び埋込深さが分かるもの。）及び使用する部品と材料の規格等が記載されたものを含む。

c) 耐震計算書 C&LPS-Y00007 の4.3 及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき作成する。

なお、算定の条件は“耐震クラスS”とする。

品 名	周波数変換装置 撤去, 据付及び調整
-----	--------------------

5.3 安全管理

契約の相手方は、作業に係る安全管理（危険物、火薬類、毒物、劇物、放射線、高圧ガス、公害及び静電気等）について、法令等、この仕様書又は規格等（役務実施場所における現地部隊の規則等及び契約の相手方が必要により定めた基準等も含む。）により、適切な安全管理を行わなければならない。

5.4 法令等の遵守

契約の相手方は、法令等を遵守する。

5.5 不具合通報

据付対象器材について不具合を発見した場合は、**第4補給処官給品等取扱要領**による。

5.6 現地における官の便宜供与

契約の相手方は、作業の実施上必要な場合は、監督官に申し出て、可能な範囲で次の便宜供与を受けることが可能である。

- a) 現地部隊における搬入器材の保管
- b) 部隊等内の事務室の利用
- c) 現地における電力及び水の利用
- d) 作業に必要な技術資料及び整備記録の一時閲覧
- e) 作業に必要な計測器、工具等で部隊が保有する特殊なものの一時的利用
- f) 急病時の応急処置に関し必要な援助
- g) 受入点検、作動点検及び機能試験に関し必要な援助
- h) その他必要と認められた事項

6 仕様書の疑義

仕様書について疑義がある場合は、監督官等を通じて分支担官に申し出なければならない。

品 名	周波数変換装置 撤去, 据付及び調整
-----	--------------------

表 1 - 役務対象品

対象器材 (一連番号)	製造会社	物品番号 (型式)	構成品	数量 (個)	全長 奥行 全高 (mm)	質量 (kg)
撤去対象器材 (C300007)	株式会社 日立製作 所	6130-424- 2551-5 (C300G-63MH)	入力変圧器盤	1	1 500 1 000 1 900	1 800
			整流器盤	1	1 400 1 000 1 900	800
			操作盤	1	1 000 1 000 1 900	1 100
			出力盤	1	750 1 000 1 900	650
			インバータ盤	2	1 000 1 000 1 900	1 300
据付対象器材 (C400007)	富士電機 株式会社	6130-427- 8906-5 (C400A-63MF)	周波数変換装置 (1)	1	1 402 1 000 2 117	1 600
			周波数変換装置 (1)	1	1 402 1 000 2 117	2 250
			周波数変換装置 (2)	1	1 500 1 000 2 117	2 185
			周波数変換装置 (3)	1	800 1 000 2 015	325

品名 周波数変換装置 撤去、据付及び調整

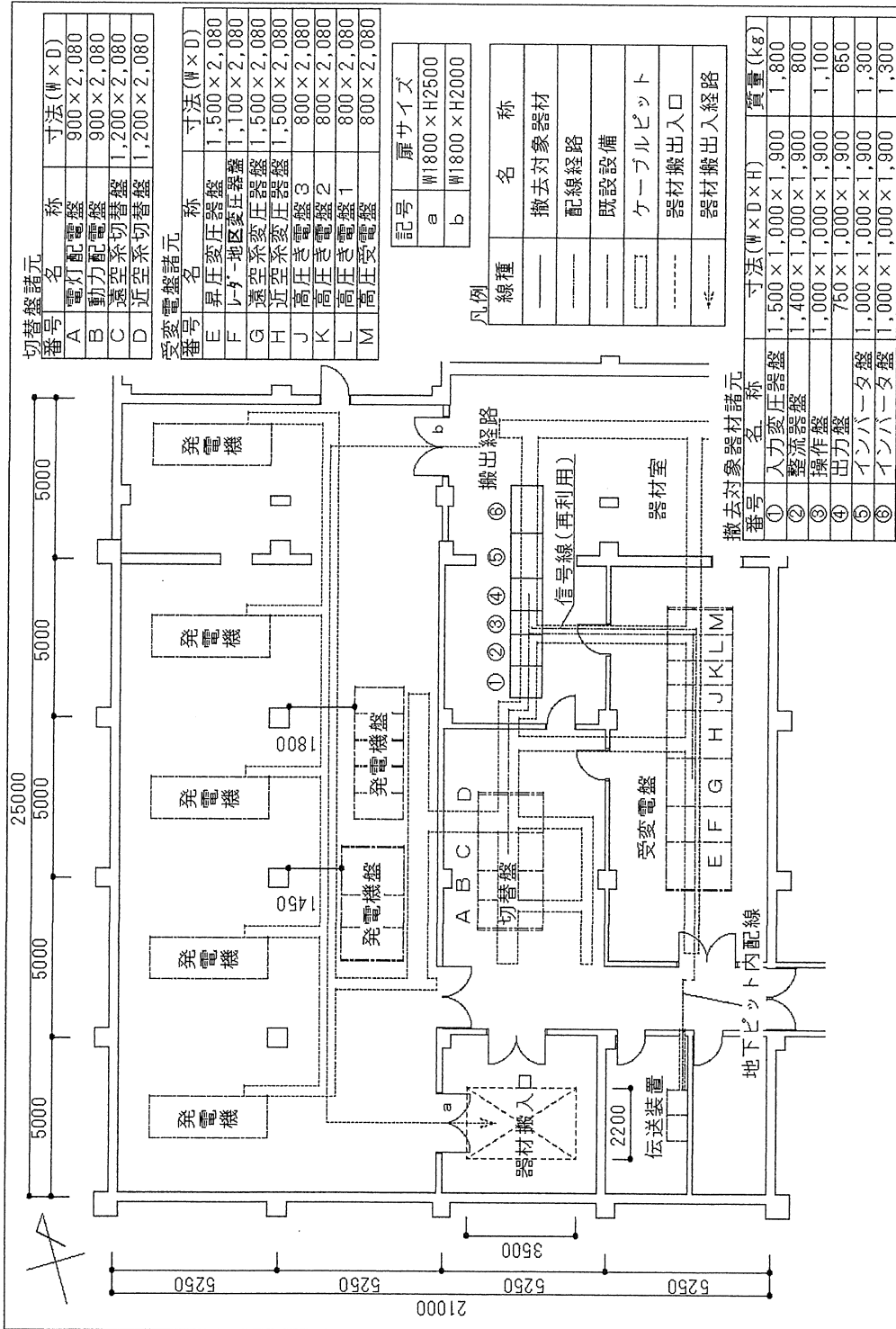


図 1-1 撤去対象器材配置図

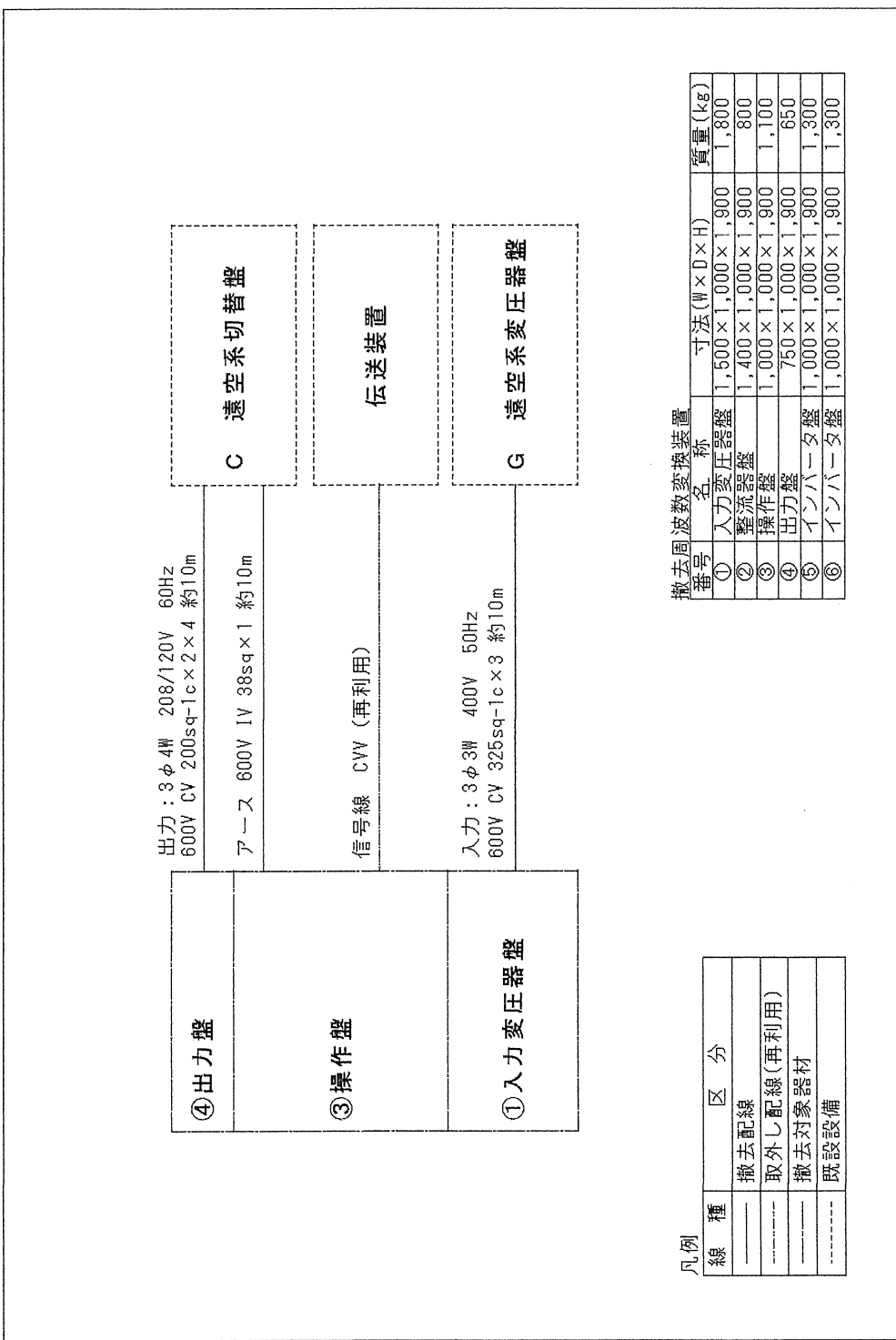


図 2-1 配線図(撤去)

品名	周波数変換装置 撤去, 据付及び調整
----	--------------------

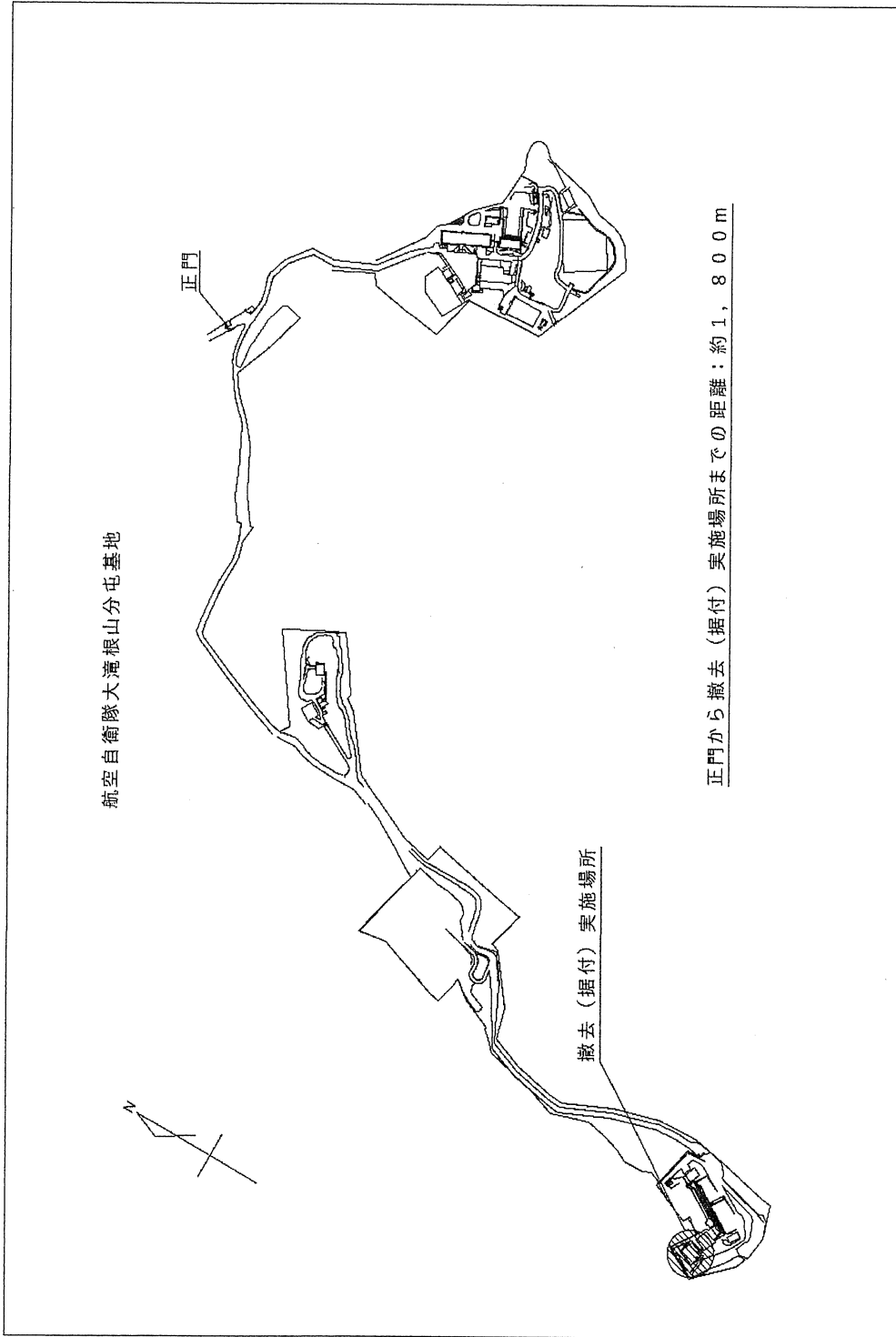


图 3—基地内配置图

品名	周波数変換装置 撤去, 据付及び調整
----	--------------------

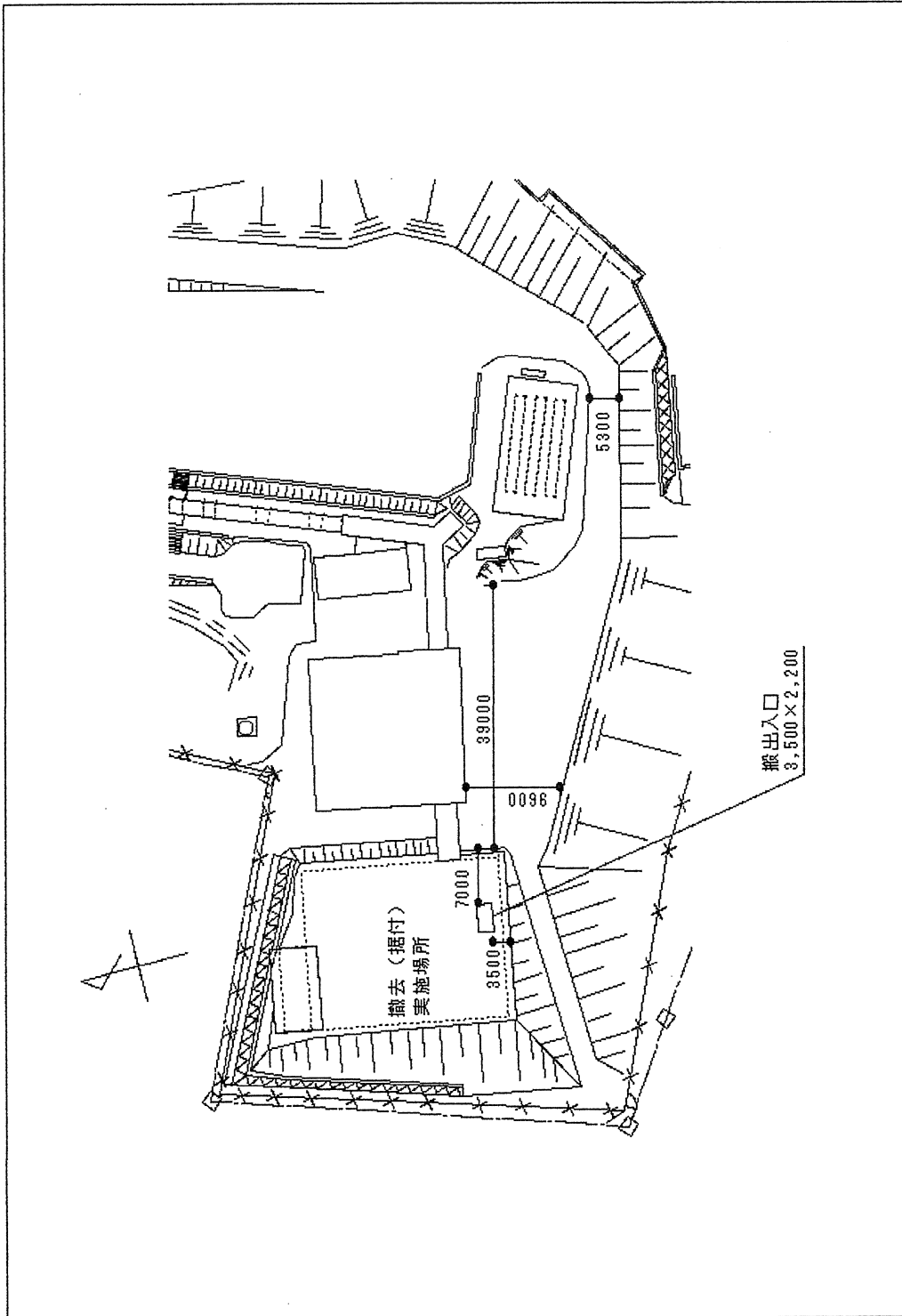


图 4—役務実施場所周辺図

品 名	周波数変換装置 撤去, 据付及び調整
-----	--------------------

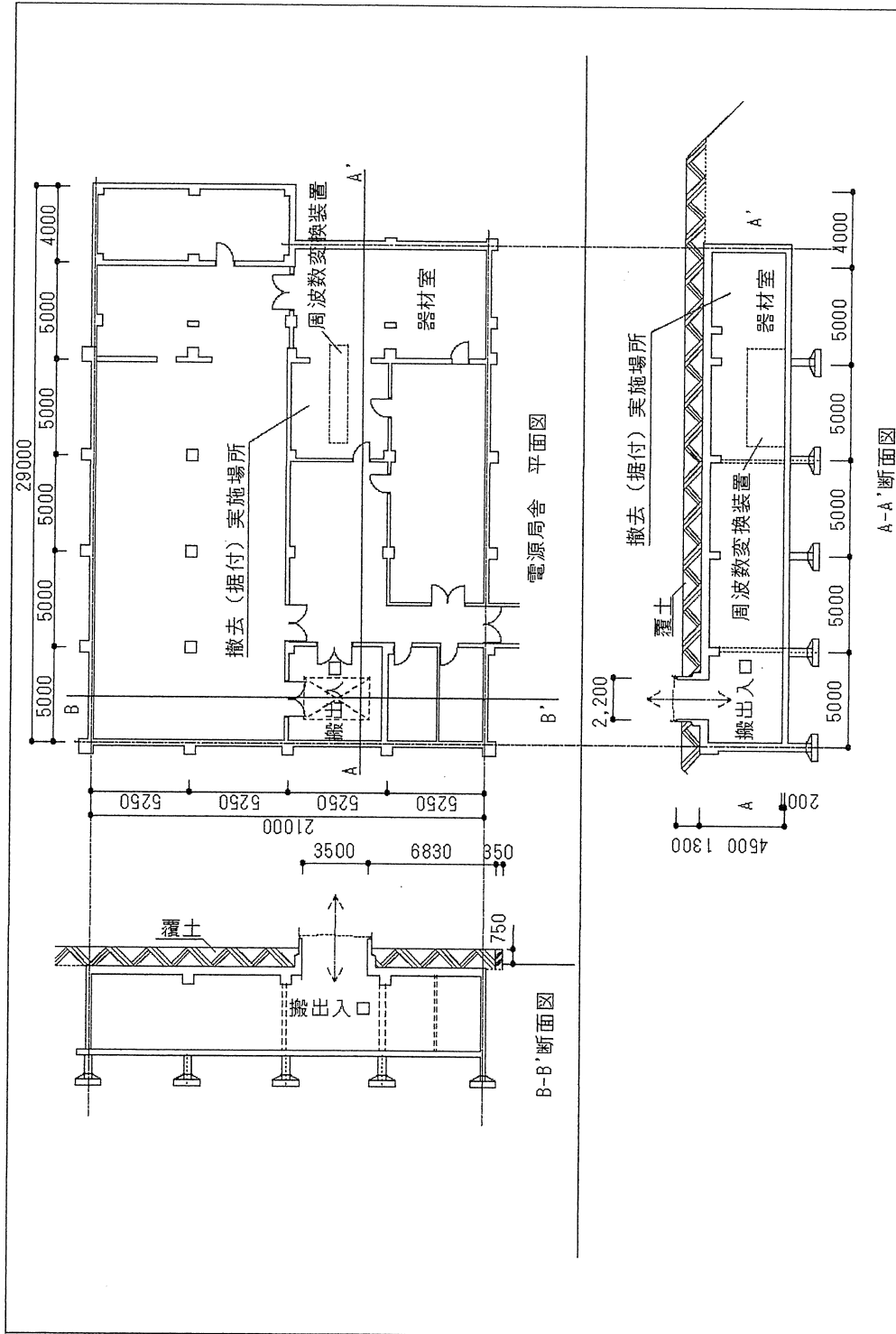


图 5—局舍图 (平面·断面)

品名 周波数変換装置 撤去、据付及び調整

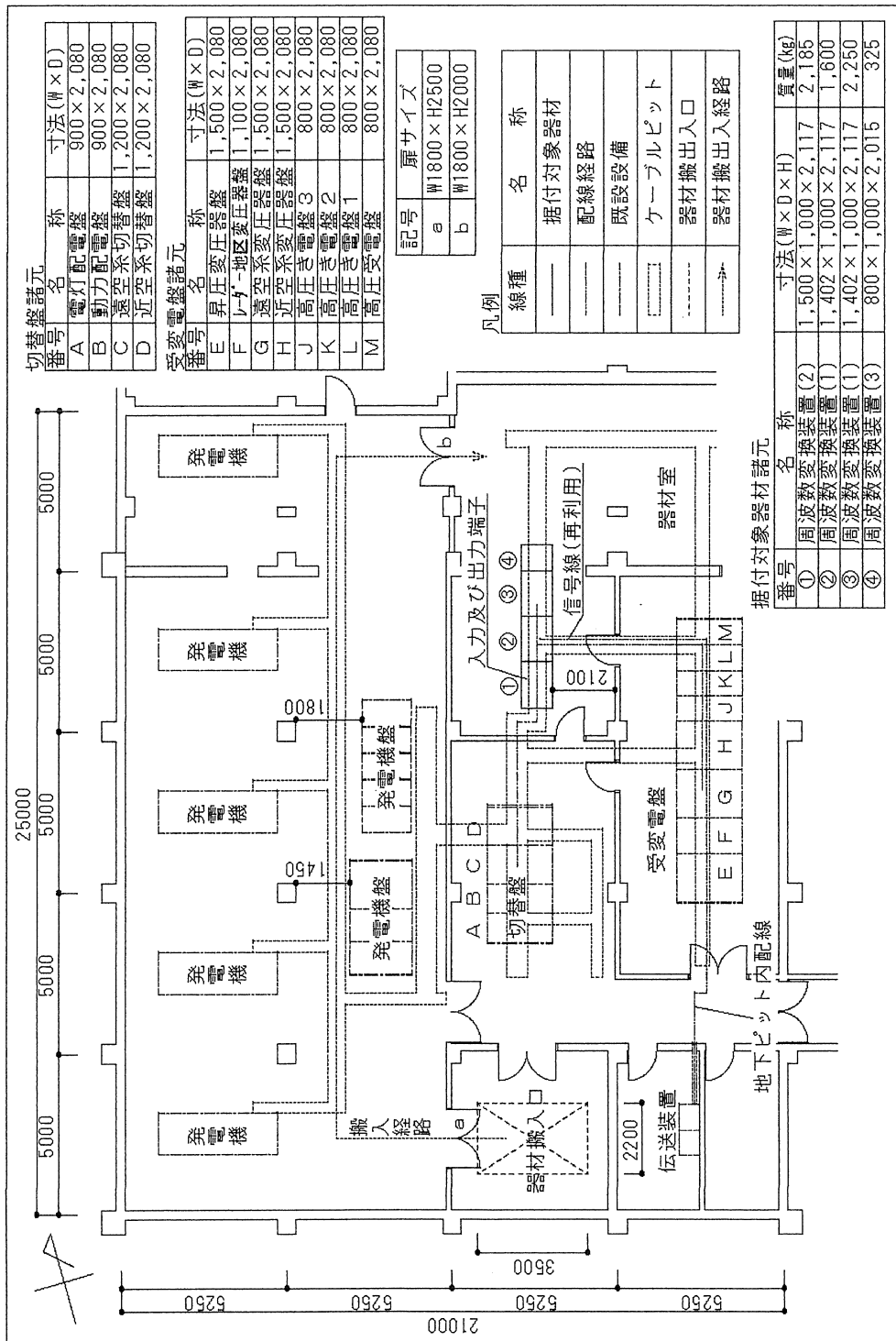


図 9 - 据付対象器材配置図

品名 周波数変換装置 撤去、据付及び調整

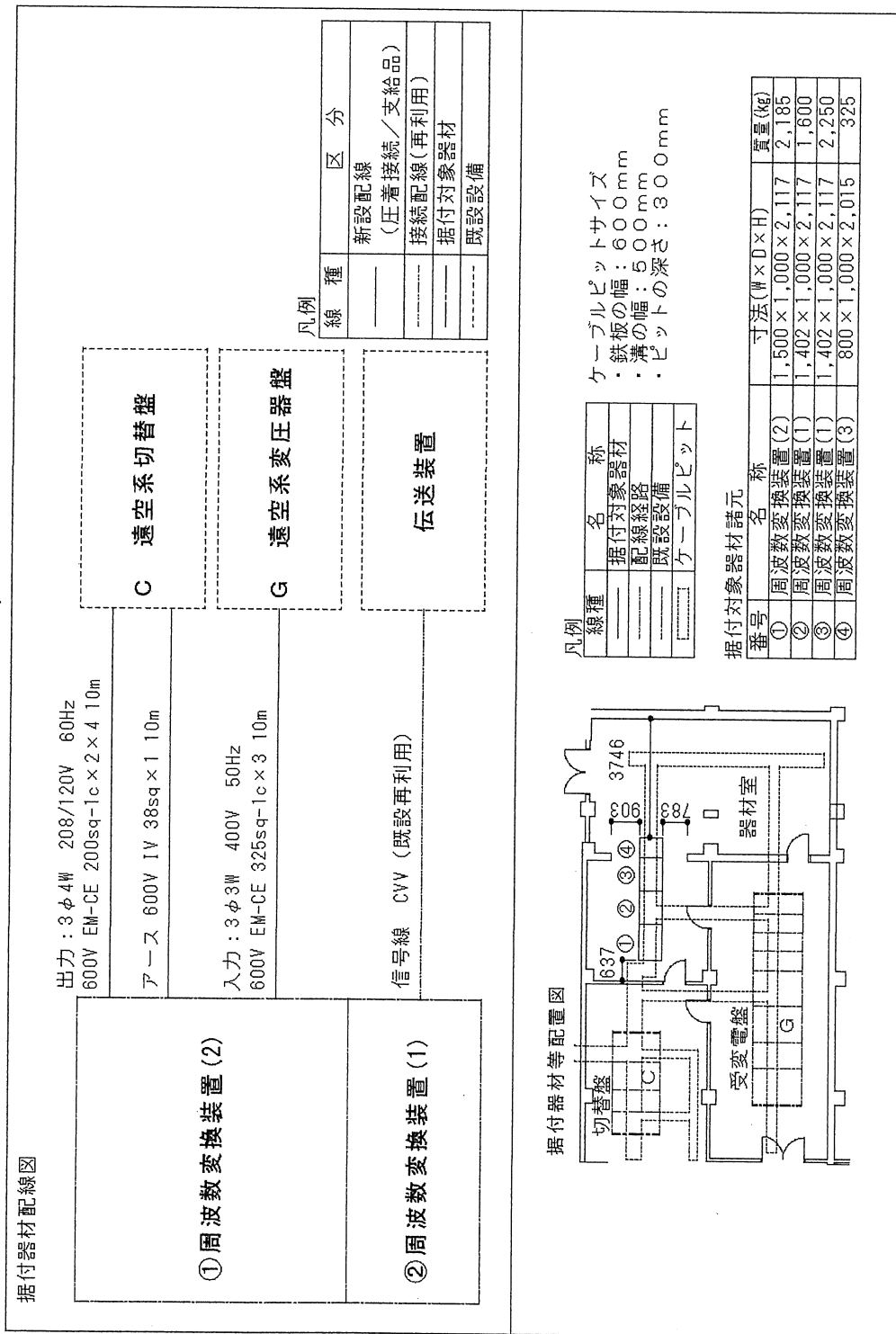


図7-配線図(据付)